

整 理 番 号	1
---------	---

請 願 番 号	請願 5 第 5 号の 3		
件 名	高輪築堤（第 5・6 街区及び第 7 街区）の現地保存を求める請願		
受 理 年 月 日	令和 5 年 6 月 1 9 日	付 託 年 月 日	令和 5 年 6 月 2 0 日
請 願 者	港区 高輪築堤の全面保存を求める会 共同代表 大 西 広 外 6 人		
紹 介 議 員	とや英津子議員、アオヤギ有希子議員、原純子議員、 曾根はじめ議員、原田あきら議員		
要 旨	環状第 4 号線（高輪地区）、京浜急行鉄道（泉岳寺駅～新馬場間）連続立体交差事業による工事が高輪築堤の遺構に与える影響について、早急に地域住民及び都民に説明する場を設けること。		
現 在 の 状 況	<p>高輪築堤は、令和 2 年 8 月に東京都教育委員会により埋蔵文化財包蔵地として周知された。</p> <p>同年 9 月には、文化財及び鉄道構造物の観点から、調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行うことを目的に、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置された。</p> <p>環状第 4 号線（港南・高輪区間）及び京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業（以下、「京急連立」という。）については、令和 3 年 7 月の検討委員会において、事業計画や高輪築堤に係る箇所の施工方法等を説明し、記録保存とすることが承認された。</p> <p>これに基づき、環状第 4 号線（港南・高輪区間）では、文化財保護法第 94 条に基づく発掘通知を東京都建設局から教育委員会教育長に提出し、令和 4 年 2 月に高輪築堤に係る全ての箇所において記録保存のための現地調査が完了している。</p> <p>また、京急連立においても、令和 4 年から発掘通知を複数回提出し、現地調査が完了した箇所から順次工事に着手している。</p> <p>検討委員会における検討経緯や資料については、事務局である東日本旅客鉄道株式会社及び京浜急行電鉄株式会社のホームページで順次掲載し、工事による高輪築堤への影響も含めて、広く情報公開を行っており、都としても事業に関する問合せには丁寧に対応している。</p> <p>引き続き、検討委員会の助言を受けながら適切な調査、保存を行うとともに、東日本旅客鉄道株式会社及び京浜急行電鉄株式会社と連携しながら情報公開を行い、事業完了に向けて取り組んでいく。</p>		

件名	高輪築堤（第5・6街区及び第7街区）の現地保存等に関する請願		
番号 付託委員会	5第 5号の1 都市整備 委員会付託 の2 文教 委員会付託 の3 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年 6月19日	郵便番号	105-0014
住所・氏名	港区芝一丁目4-9 平和会館7F 港区労働組合総連合気付 高輪築堤の全面保存を求める会 共同代表 大西 広 外6人		
紹介議員	とや英津子君 曾根はじめ君	アオヤギ有希子君 原田あきら君	原 純子君
<p>(願 意)</p> <p>都において、次のことを実現していただきたい。</p> <p>1 高輪築堤の「第5街区、第6街区」及び「品川駅周辺再開発事業（第二期）」、八ツ山橋に至る「第7街区」の再開発事業について、都市計画の変更や文化財保護法に基づく届出などが実施される前に、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）に対して、次のことを要請すること。</p> <p>(1) 再開発事業の現状と今後の計画を公開すること。</p> <p>(2) 再開発計画の策定に当たっては、地域住民及び都民の声を反映できるようにすること。</p> <p style="text-align: right;">—以上 都市整備委員会—</p> <p>2 高輪築堤の「第5街区、第6街区」及び八ツ山橋に至る「第7街区」の再開発計画の策定に当たっては、日本の明治近代化を象徴する世界文化遺産級の文化財である高輪築堤が、現地に保存されることを基本として進めるようJR東日本に要請すること。</p> <p style="text-align: right;">—以上 文教委員会—</p> <p>3 都及び京浜急行電鉄株式会社は、環状4号線（高輪地区）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業による工事が高輪築堤の遺構に与える影響について、早急に地域住民及び都民に説明する場を設けること。</p> <p style="text-align: right;">—以上 環境・建設委員会—</p> <p>(理 由)</p> <p>日本の鉄道は、明治5年9月12日（新暦では同年10月14日）に、新橋駅（現：汐留）から横浜駅（現：桜木町）までの区間で開業したことに始まる。開業から150年を前</p>			

に発見された高輪築堤は、令和4年3月31日に発行された港区教育委員会資料「概説高輪築堤」によると、「当時の日本の鉄道技術、土木技術を将来に伝える唯一無二のもの」、「英国から輸入された鉄道という仕組みをどのように日本の技術で実現させたかを今に残す貴重な遺構」であり、「地域の歴史としても欠かせない遺構」、「港区だけでなく、東京都、わが国の歴史を理解する上で重要なもの」とされており、一般社団法人日本イコモス国内委員会が開発計画を見直すよう要望を出すとともに、日本の多くの学協会も要望書を提出し、一般社団法人日本考古学協会は何度も会長声明を出している。

令和3年4月に、JR東日本が一部の現地保存と信号機土台跡の移設、残りの記録保存の方針を公表し、同年5月から解体調査に入ったことについて、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）は、令和4年1月28日にJR東日本に対して遺産危機警告（ヘリテージ・アラート）を発出し、「発掘・記録・破壊のサイクル」の停止と、より広い範囲での一般公開、開発計画の見直しなどを求め、世界的に貴重な文化遺産としての価値を有する高輪築堤が破壊されている現状に憂慮と疑義を示した。

鉄道は、当時の国家事業として始まり、戦前は「鉄道院」、「鉄道省」などの国営事業として、戦後は日本国有鉄道（国鉄）に改称し、JR東日本に引き継がれた日本国民共有の財産である。また、高輪築堤は世界遺産級の文化遺産である。「第5・6街区」で確認されている築堤が現地で全面保存されるのか、一部保存にとどまるのか、解体調査となって破壊されてしまうのか、多くの国民の目が注がれる中、JR東日本は鉄道開業150年を前に、第一期工事区域内で一部保存区域を除く約85%を壊す解体調査を進めた。

JR東日本自らが設置した高輪築堤調査・保存等検討委員会は「高輪築堤跡の保存の方針についての見解」で、「検討委員会は（中略）5・6街区については築堤の「現地保存」を考慮した開発計画を策定することを要望する。」と述べている。また、JR東日本による現地住民説明会では、「第5街区、第6街区及び品川駅周辺再開発事業の具体的な計画は策定されていない。」と報告されている。

ところが、現在工事が進められている環状4号線（高輪地区）と京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業について、令和3年7月16日に開催された第8回高輪築堤調査・保存等検討委員会において「環状4号線・京急連立は公共交通機関の開発であって、5・6街区の開発計画とは切り離すことが承認された。」ことから、既に群杭の一部を壊して環状4号線の橋りょうを設置する工事や京急線の計画線がかかる部分の記録保存調査が行われた。これらの事業の住民説明会は、高輪築堤の遺構が確認される以前に行われていたり、コロナ禍で「資料送付」のみの実施であったりしたため、都民に工事と高輪築堤の現状がほとんど知らされていない。

整 理 番 号	2
---------	---

請 願 番 号	請願5第 9号の1		
件 名	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の事業者決定の手続き等に関する請願		
受 理 年 月 日	令和 5年 6月20日	付託年月日	令和 5年 6月21日
請 願 者	渋谷区 葛西臨海水族園の長寿命化を考える会 代表 横 河 健		
紹 介 議 員	上田 令子 議員		
要 旨	<p>都において、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業について、次のことを実現していただきたい。</p> <p>1 事業者決定の手續に瑕疵（かし）がないことを、根拠ある資料により明らかにすること。</p> <p>2 入札の審査過程や議会における承認の手續に瑕疵（かし）がある場合には、事業者選定のやり直し、又は現在設計が進められている計画の内容を都民に公開し、樹木の大量伐採などによる景観や環境の破壊が極力少ない計画への見直しを、下記のとおり行うこと。</p> <p>（1）新施設の計画を進めるに当たり、東京における自然の保護と回復に関する条例にのっとり、損なわれる自然を最小限にとどめるため、葛西臨海水族園北側の約1,400本の既存樹木について、伐採や移植が最小限となる計画とするよう事業者を指導すること。</p> <p>（2）事業者に対して、自然の保護と回復に自ら努め、現在の水族園の敷地全体の樹木や土壌などを含む既存の景観と自然環境を最大限守るとともに、特に、既存の淡水生物館及び流れ周辺の敷地北側の樹林を既存施設及び展示造形と共に利活用するよう指導すること。</p> <p>（3）「新施設は、樹木の伐採を最小限とするため、芝生広場を中心に建設する」という都の方針にのっとり、新施設の建設範囲を、北側の約1,400本の樹林の南側で、芝生広場の範囲から極力逸脱しない領域とし、水族園全体の景観と調和する計画とするよう事業者を指導すること。</p>		

現在の状況

本事業を進めるにあたっては、様々な分野の専門家により構成された検討会において事業計画を策定し、本計画に基づき、施設整備の機能及び性能などを示した要求水準書を定め、総合評価一般競争入札の公告を行った。

その後、建築や環境などの専門家等から構成される技術審査委員会において、落札者決定基準に基づき提案内容を審査し、落札者を決定した。

事業計画、要求水準書、落札者決定基準及び技術審査委員会における審査の過程については、都ホームページにおいて公表している。

また、落札者決定後、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第十二条の規定に基づき、令和4年第四回都議会定例会に、事業契約の締結についての議案を上程し、審議を経て、令和4年12月15日に可決されている。

件名	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の事業者決定の手續等に関する 請願		
番号 付託委員会	5第 9号の1 環境・建設委員会付託 の2 議会運営 委員会付託		
受理年月日	令和 5年 6月20日	郵便番号	151-0053
住所・氏名	渋谷区代々木五丁目7-12 横河設計工房 葛西臨海水族園の長寿命化を考える会 代表 横河 健		
紹介議員	上田 令子君		
<p>(願 意)</p> <p>都において、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業について、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者決定の手續に瑕疵（かし）がないことを、根拠ある資料により明らかにすること。 2 入札の審査過程や議会における承認の手續に瑕疵（かし）がある場合には、事業者選定のやり直し、又は現在設計が進められている計画の内容を都民に公開し、樹木の大量伐採などによる景観や環境の破壊が極力少ない計画への見直しを、下記のとおり行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新施設の計画を進めるに当たり、東京における自然の保護と回復に関する条例にのっとり、損なわれる自然を最小限にとどめるため、葛西臨海水族園北側の約1,400本の既存樹木について、伐採や移植が最小限となる計画とするよう事業者を指導すること。 (2) 事業者に対して、自然の保護と回復に自ら努め、現在の水族園の敷地全体の樹木や土壌などを含む既存の景観と自然環境を最大限守るとともに、特に、既存の淡水生物館及び流れ周辺の敷地北側の樹林を既存施設及び展示造形と共に利活用するよう指導すること。 (3) 「新施設は、樹木の伐採を最小限とするため、芝生広場を中心に建設する」という都の方針にのっとり、新施設の建設範囲を、北側の約1,400本の樹林の南側で、芝生広場の範囲から極力逸脱しない領域とし、水族園全体の景観と調和する計画とするよう事業者を指導すること。 <p style="text-align: right;">—以上 環境・建設委員会—</p>			

3 都議会において、環境・建設委員会関係の請願及び陳情の審査に際して、発言せずに表決に加わるだけで職責を果たしているとは言えない議員に対し、自ら辞するよう議長から勧告すること。

—以上 議会運営委員会—

(理 由)

都は、令和4年8月に葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の落札結果を公表し、その後、事業者選定経過及び審査講評、客観的評価の結果などを公表した。しかし、要求水準書の妥当性、審査の公平性及び透明性並びに議会における承認の手續に瑕疵(かし)があった形跡がある。

提案審査において、葛西臨海公園内に立地する水族園の在り方を決定的なものとする配置計画と景観・外観計画に対する加点審査の配点は、いずれも700点中21点と極端に低く設定されていたことや、審査員の人選において、事業計画検討会には含まれていた建築の意匠や水族館の設計に関わる専門家とランドスケープの専門家が排除されていたことなどから、事業者の選定には恣意性があったと思われる。

落札した事業者による計画案について、公表されたのは、全体像を意図的に分からなくしたような鳥瞰（ちょうかん）パースと内部の展示構成、レストラン前の広場のパース程度であり、計画内容が明らかにされていない。非落札者の提案や2事業者の入札金額の内訳も一切公表されず、秘匿されている。

都は、計画概要も入札金額の内訳も不明なまま、議会の承認を求めた。また、定例会及び環境・建設委員会において説明を求められたにもかかわらず、事業者の著作権を盾に一切公表することを拒否した。そして、情報を明らかにすることなく、定例会において承認を得て、事業を進めてしまっている。

本事業は、都が誇る事業であり、都民の財産となる施設に関する情報を公開することは当然である。事業者の著作権を理由として、都民に情報公開することができないような契約は間違っている。

都民が抱いている懸念を払拭するためにも、改めて落札事業者の決定に使用した2事業者の提案資料、審査委員の選定理由、審査の発言者名入りの速記録を公開し、審査が公正になされたことを明らかにすべきである。

令和5年6月5日の日刊紙に、「東京「葛西臨海水族園」樹木切り倒し 幻のプランB採用なら「1,400本」伐採は避けられた!」という記事と共に、非落札者が提案したとされる建築パースが掲載された。これが本物であるならば、現在の水族園全体の景観や環境の歴史的な継続性を求めて、淡水生物館とその周辺の森、景観展示、水景及び自然環境を利活用することを提案した事業者ではなく、約1,400本に及ぶ大量の樹木の伐採又

は移植、淡水生物館及び流れ並びに景観展示の全てを解体撤去とすることを提案し、入札金額が9億円高かった事業者を落札者として決定したことになる。先に挙げた加点審査の配点の問題を含め、決定の根拠を明らかにすべきである。

都は、令和5年3月に、ホームページで「よくある質問」を公表したが、同年6月に更新し、「1,400本の樹木を伐採するなどの情報が、SNSを中心に一部で流れていますが、事実ではありません。」と加筆された。これまで「事実」を隠蔽し、都民への公表を避けてきた都が「事実と異なる情報が流布されている」と公表することはあってはならないと思う。「事実と異なる」としたからには「事実」が明確になっているということであり、その「事実」を、樹木調査図に建設範囲を重ねた配置図、伐採する予定の樹木の本数、「可能な限り」移植する予定の樹木の本数、移植性を明示した図などにより、具体的に示すべきである。

葛西臨海水族園は、重要文化財として歴史に残すべき建築、景観や展示が一体となった建築文化遺産である。都民が長年の生活の中で培ってきた、世代を超えた記憶とつながる、風景、景観、建築、樹木及び水景を含むランドスケープを安易に破壊し、未来へ受け継ぐべき文化を断絶する公園整備はやめるべきである。

整理番号	3
------	---

陳情番号	陳情5第 27号		
件名	葛西臨海水族園の更新に当たり環境影響評価の実施を求めることに関する陳情		
受理年月日	令和5年6月16日	付託年月日	令和5年6月21日
陳情者	江戸川区 近藤周二		
要旨	都において、葛西臨海水族園の更新に当たり、本格的な設計前に環境影響評価を実施し、その内容を公表していただきたい。		
現在の状況	<p>葛西臨海水族園の新施設整備事業は、東京都環境影響評価条例に定める環境影響評価の対象事業に該当しないため、環境影響評価は実施しない。</p> <p>また、環境影響評価に準じた調査を実施することも予定していない。</p> <p>なお、本事業を進めるにあたっては、施設の長寿命化やエコマテリアルの積極的採用など、環境の保全に配慮することとしている。</p>		

件名	葛西臨海水族園の更新に当たり環境影響評価の実施を求めることに 関する陳情		
番号 付託委員会	5第 27号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年 6月16日	郵便番号	134-0088
住所・氏名	江戸川区西葛西八丁目2-2-705 近藤周二		
<p>(願 意)</p> <p>都において、葛西臨海水族園の更新に当たり、本格的な設計前に環境影響評価を実施し、その内容を公表していただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>新しい葛西臨海水族園の屋上スペースに、太陽光パネルが設置されるということである。再生可能エネルギーを活用するという意図は理解できる。しかし、同水族園がある葛西臨海公園に隣接する葛西海浜公園（約367ヘクタール）は、国により葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び葛西沖三枚洲特別保護地区に指定され、2018年10月18日にはラムサール条約湿地にも登録されており、国際的に重要な渡り鳥の生息地となっている。</p> <p>1996年にオーストラリアのブリズベンで開催されたラムサール条約の第6回締約国会議で採択された「勧告6. 2環境アセスメント」では、「環境アセスメント（EIA）の手続きを湿地の賢明な利用を育む一つ的手段として用いるよう奨励」している。また、「勧告6. 2の付属書」では、「環境アセスメント（EIA）はこの目的のために適用され、政策および法律の中に正式に組み込まれるべきとすでに確認が得られた分野である」としている。</p> <p>東京都環境影響評価条例では、ラムサール条約湿地などの環境の重要性ではなく、事業規模に着目して環境影響評価の対象事業を定めており、葛西臨海水族園の更新は同条例の対象事業となっていない。</p> <p>また、太陽光パネルの野鳥への影響については、論文や記事などはあるものの、正式な調査報告は見当たらない状況である。</p> <p>しかし、葛西臨海公園及び葛西海浜公園は、四季を通してたくさんの野鳥が飛来する有数の場所となっており、太陽光パネルが国際的に重要な渡り鳥の生息地に与える影響が懸念される。住民から広く意見を聴き、専門家の意見も聴きながら、環境保全の観点からより良い事業とするために、環境影響評価を実施することが必要である。</p>			

そこで、葛西臨海公園に設置される太陽光パネルが、葛西海浜公園に生息する渡り鳥などの鳥類に与える影響について、東京都環境影響評価条例の別表第二十七号「前各号に掲げるもののほか、これらの事業と同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定めるもの」として規則に定めて環境影響評価の対象とするか、又は葛西臨海水族園の建設は都の事業であることに鑑みて、特に都の政策として同条例に準じた形で環境影響評価を実施すべきである。本年4月に策定された「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」の実施の観点からも、自然生態系の保護に万全を期すことが必要である。

整 理 番 号	4
---------	---

陳 情 番 号	陳情 5 第 12号		
件 名	東武東上線（大山駅付近）の連続立体交差事業に関する陳情		
受 理 年 月 日	令和 5年 5月12日	付 託 年 月 日	令和 5年 6月14日
陳 情 者	板橋区 枝 村 茂 樹		
要 旨	都において、東武東上線の大山駅付近で踏切問題を解消するために進められている連続立体交差事業について、高架方式での建設計画を中止し、地下方式に変更していただきたい。		
現 在 の 状 況	<p>本事業は、大山駅を中心とした約1.6kmの区間にある8箇所の踏切を除却する事業であり、令和元年12月に高架方式で都市計画決定、令和3年12月に都市計画事業認可を取得し、現在は用地取得を進めている。</p> <p>本区間の構造形式の決定に当たっては、高架方式・地下方式の2案について、鉄道周辺の地形などの「地形的条件」、除却される踏切の数などの「計画的条件」、事業費や事業期間などの「事業的条件」の3条件で比較検討した。</p> <p>「地形的条件」については、高架方式・地下方式どちらの案も対応可能であり、「計画的条件」については、高架方式では8箇所の踏切を除却できる一方、地下方式では除却する8箇所の踏切のうち2箇所の道路が鉄道の掘割構造部のため通行できなくなることから、高架方式が優位となった。また、「事業的条件」については、高架方式での事業費が約340億円であるのに対し、地下方式では約550億円となり、高架方式が優位となった。</p> <p>以上のことから、本区間の構造形式として高架方式を決定した。</p> <p>引き続き、地元住民に丁寧な説明を行うとともに、地元区や鉄道事業者と連携し、令和12年度の完成に向けて事業を着実に推進していく。</p>		

件名	東武東上線（大山駅付近）の連続立体交差事業に関する陳情		
番号 付託委員会	5第 12号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年 5月12日	郵便番号	175-0054
住所・氏名	板橋区西台三丁目19-12 枝村茂樹		
<p>（願 意）</p> <p>都において、東武東上線の大山駅付近で踏切問題を解消するために進められている連続立体交差事業について、高架方式での建設計画を中止し、地下方式に変更していただきたい。</p> <p>（理 由）</p> <p>東武東上線の大山駅付近では、踏切問題を解消するために鉄道の高架化が進められている。しかし、この区間は、山手通り及び首都高速5号池袋線と交差しているため、高架方式で建設した場合の構造はアップダウンが激しく、まるでジェットコースターに乗っているかのような状況になると聞いている。このような構造では、乗客にとって乗り心地が悪くなる。高架方式にはメリットが感じられず、デメリットの方が非常に大きい。ため、この計画を白紙に戻し、地下方式に変更すべきである。</p> <p>踏切問題の解消に当たっては、将来を見越す意味でも、地下方式が最善の方法である。ロシアによるウクライナへの侵略のような惨事が起きた場合は地下シェルターの役割を果たし、貴重な人命を救う一助にもなる。ウクライナへの侵略は、ウクライナが仕掛けた戦争ではなく、ロシアからの一方的な侵略である。現在の東アジア情勢から見ても、きな臭く、平和慣れした考えのままではいられない状況が迫っていると感じている。他国から侵略を受けた際に、高架方式では戦闘機や爆撃機から線路が一目瞭然で確認でき、ターゲットにされやすい。地下方式は、建設費が高架方式より約200億円多く掛かるが、増えた分は未来への先行投資と考えれば、それほど高額とは思えない。政府においては当然のことであるが、都民・国民の命を守ることは、行政機関としての最大の務めである。以上を踏まえても、都はこの計画を再考すべきである。</p> <p>また、中板橋駅から大山駅の区間では、特に大山駅のホームは、カーブがきつく、電車との隙間も大きいことから、地下方式に変更した場合には、現在の板橋区立グリーンホールが在る所に大山駅を設けることにより、中板橋駅から下板橋駅間が直線に近い線</p>			

路に生まれ変わり、乗り心地も向上すると考えられる。さらに、板橋区立グリーンホール、板橋税務署、板橋区立文化会館等が入る合同庁舎を整備し、板橋区役所に通じる地下道を設け、そこに動く歩道も設けることにより、都営三田線への乗換えの利便性が向上する。これを機に、現在進められている大山地区の再開発に反対している住民の気持ちも少しは和らぎ、再開発も大いに進むと考えられる。名古屋市を筆頭に、札幌市などの大都市は、地下街の開発に力を入れることにより発展しており、東武東上線の地下街の開発も重要である。

このように、地下方式での建設は、踏切問題が解消し、住環境の向上にもつながる最善の方法である。

整理番号	5
------	---

陳情番号	陳情5第 28号		
件名	日比谷公園の歴史文化の尊重・再生整備計画の保留・文化財としての保存に関する陳情		
受理年月日	令和5年6月19日	付託年月日	令和5年6月21日
陳情者	小金井市東町二丁目28-11 日比谷公園の歴史と文化をこよなく愛する会 代表 高橋 康夫		
要旨	都において、日比谷公園の性急な再生整備はせず、一旦中断した上で、時間を掛けて利用者や住民との合意を得ながら、東京の歴史遺産を残すように再検討していただきたい。		
現在の状況	<p>都立日比谷公園は、明治36年に近代的洋風公園の先駆けとして開園した、日本を代表する都市公園である。賑わいや憩いの場として多くの都民に親しまれているとともに、皇居などの周辺の緑と一体となって都心の緑の核を形成し、都市に風格や潤いを与えている。</p> <p>令和3年7月に公表した都立日比谷公園再生整備計画では、100余年の時代を経て日比谷公園に積層した魅力にさらに磨きをかけ、誰もが利用しやすい空間を創出することなどを目指しており、令和5年7月に公表した事業計画「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」においても、歴史的文化的な価値を継承しつつ、誰もがより楽しめる公園に進化させることとしている。</p> <p>都立日比谷公園再生整備計画は、令和元年10月の東京都公園審議会への諮問、学識経験者等による審議を経て、都民等からの意見も踏まえて取りまとめられた答申に基づき策定しており、今後は「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」に基づき、詳細な整備内容等について情報発信することとしている。令和5年8月には、第二花壇エリアの整備工事にかかる内容と合わせて、「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」に関するオープンハウスを開催し、多くの方からご意見をいただいている。</p>		

件名	日比谷公園の歴史文化の尊重・再生整備計画の保留・文化財としての保存に関する陳情		
番号 付託委員会	5第 28号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年 6月19日	郵便番号	184-0011
住所・氏名	小金井市東町二丁目28-11 日比谷公園の歴史と文化をこよなく愛する会 代表 高橋 康夫		
<p>(願 意)</p> <p>都において、日比谷公園の性急な再生整備はせず、一旦中断した上で、時間を掛けて利用者や住民との合意を得ながら、東京の歴史遺産を残すように再検討していただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>東京都心にある日比谷公園は、明治36年開園の日本最初の西洋風公園であり、都立公園の中で最も歴史あるものの一つである。野外大音楽堂、花壇、噴水など、近代の記憶そのものと言えるアイコンにあふれている。</p> <p>さらに、16万平方メートル以上の樹林空間は、住民のみならず、通勤者、観光客にも安らぎをもたらし、都心の環境改善に大きく貢献している。</p> <p>私たち「日比谷公園の歴史と文化をこよなく愛する会」の創立メンバーは、長年日比谷公園及び都立公園の管理に従事してきた。日比谷公園の歴史、文化、美、緑、環境、市民性に誇りを持ち、未来に手渡すために努力してきた。</p> <p>ところが、日比谷公園の再生整備計画が突然持ち上がり、詳細が分からないまま、令和3年3月には公園の一部（にれのき広場）で約24本の樹木の伐採が行われた。工事の説明には、「樹木移植」と記載されていたので、虚偽記載になる。</p> <p>現在、何か所かフェンスが建てられ、樹木の強せん定も見られる。しかし、公園内に公園改修や工事を知らせる説明などは皆無である。この先どの施設が壊され、どの樹木が切られるのか、甚だ不安である。令和5年5月に図面などの情報の開示請求を行っているが、まだ開示されていない。</p> <p>それにもかかわらず、同年9月には工事に着手すると聞いている。都の目標の一つは、「透明な都政」のはずである。不透明なまま、人気のある日比谷公園の工事を進めるのではなく、まずは一旦立ち止まるべきである。</p> <p>計画の詳細を明らかにし、公園の真の持ち主である市民に十分に知らせ、時間を掛け</p>			

て利用者等への説明会などを行い、貴重な樹木や歴史ある施設をどうするのかを議論し、価値あるものを残すように再検討すべきである。

地元の千代田区では、公園の改修などを検討する際、住民中心の協議会に専門家を交えた話合いが行われる。この度の日比谷公園の再生整備計画には、ディベロッパーの大きな関与がある一方で、住民は全く関与していない。都立公園といえども、地元の考えを重視し、住民の意見を尊重すべきである。

日比谷公園は日本最初の西洋風公園であり、唯一の存在である。時の商業主義とは別次元で考えて保存されるべきであり、文化財として保存・維持すべきである。

文化庁文化財部記念物課が平成24年6月に発行した「近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書」によれば、日比谷公園は、国又は地方公共団体による名勝としての指定の候補となり得るものである。

これまで11公園（哲学堂公園、山手公園、円山公園など）が国から名勝に指定されているが、日比谷公園が指定されていないのは不自然である。日比谷公園も国から名勝の指定を受け、歴史遺産としての公園整備と集客を考えるべきである。

また、世論にも配慮すべきである。性急な公園開発や樹木の伐採には必ず反対意見が噴出する。日比谷公園の樹木の伐採に対しては1万6千筆を超えるインターネット上の反対署名が、神宮外苑の樹木伐採に対しては18万筆以上の反対署名が集まっている。他にも多くの反対運動が見られる。都は、このような世論を先取りしていくべきである。

整 理 番 号

陳 情 番 号	陳情5第 23号		
件 名	祖師谷公園におけるスケートボードパークの整備等に関する陳情		
受 理 年 月 日	令和 5年 6月 9日	付 託 年 月 日	令和 5年 6月 21日
陳 情 者	世田谷区北烏山三丁目10-16 クレイルメゾン301 祖師谷スケートボード協会 代表 角 谷 銀 兵		
要 旨	<p>都において、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 祖師谷公園内に、スケートボードを安全に楽しめるスケートボードパークを整備すること。 2 スケートボード用の器具の管理や祖師谷スケートボード協会の活動に対して支援すること。 		
現 在 の 状 況	<p>都立公園は、散策や運動、レクリエーションの場などとして、誰もが快適で安心して利用できることが重要である。</p> <p>祖師谷公園においては、他の公園利用の妨げとならない場所を確保することができず専用施設の整備は困難であるが、公園出入り口付近の広場において通行等の支障にならないよう実状に応じたルールを設定するとともに、器具の開錠等に協力し、スケートボードの利用を認めている。</p> <p>また、公園でのスケートボード利用については、他の公園利用者との接触の危険性、園路等の損傷、騒音やマナーに対する苦情等様々な課題があるため、都は、より安全な利用ができるよう仮設柵を設置するとともに、時間外利用対策のためのカメラの設置、夜間パトロールなどを実施している。</p>		

件名	祖師谷公園におけるスケートボードパークの整備等に関する陳情		
番号 付託委員会	5第 23号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年 6月 9日	郵便番号	157-0062
住所・氏名	世田谷区北烏山三丁目10-16 クレイルメゾン301 祖師谷スケートボード協会 代表 角谷 銀兵		
<p>(願 意)</p> <p>都において、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 祖師谷公園内に、スケートボードを安全に楽しめるスケートボードパークを整備すること。 2 スケートボード用の器具の管理や祖師谷スケートボード協会の活動に対して支援すること。 <p>(理 由)</p> <p>祖師谷スケートボード協会では、50～60名の様々な年代のメンバーが活動しており、スケートボードエリア周辺の清掃活動、スケートボード用の器具であるセクションの管理・修繕及び公営のスケートボードパークの整備に向けた協議を行っている。</p> <p>祖師谷公園では、25年以上にわたって、近隣に住むスケーターの有志がお金を出し合い、手作業で器具の設置や管理をしてきた。しかし、スケーターの増加により、器具の修繕頻度が増えたことから、公園の管理事務所と覚書を交わし、平成17年11月からは共同管理の形をとっている。</p> <p>これまでは、近隣住民や管理事務所の理解があり、公園内でスケートボードが禁止されたことはなかった。しかし、滑走及び器具の設置が正式に許可されているわけではなく、曖昧な状態になっている。</p> <p>近年、スケートボードの人気が高まり、オリンピックの正式種目に採用されたことにより、公園の利用者が大幅に増加したため、スペースに余裕がなくなり、器具の劣化も進んだ。そのため、有志からの寄付のみでは、子供たちが安全にスケートボードができる環境を維持することが難しくなっている。</p> <p>また、利用者が増えたことで、管理事務所と協議の上でローカルルールとして決めたスケートボードの利用時間外である夜間の利用者も増加し、苦情にもつながっている。さらに、ルールを守っていても、子供や若者が楽しそうにしているのを見ただけで意見</p>			

が寄せられる。このような意見は少数でも声が大きいため、行政側も無視できない。このままでは、子供たちが公園内でスケートボードを安全に楽しむことができなくなってしまふ。